

本庄市自殺対策ネットワーク会議の組織について

■設置

自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、市内における自殺対策の推進を図るために、本庄市自殺対策ネットワーク会議を設置する。

■所掌事務

- (1) 自殺の現状把握に関すること
- (2) 関係機関等の活動情報交換と相互連携に関すること
- (3) 自殺対策の推進に関すること
- (3) その他ネットワーク会議が必要と認める事項

■組織

NO	役職	関係団体等	選出理由
1	会長	本庄市副市長	会議を総括、及び調整
2	副会長	本庄市保健部長	会議を補佐、及び保健施策関係
3	委員	本庄市児玉郡医師会	保健医療関係
4	委員	本庄保健所	保健医療関係
5	委員	本庄市小・中学校長会	教育関係
6	委員	本庄市PTA連合会	教育関係
7	委員	本庄警察署	警察関係
8	委員	児玉警察署	警察関係
9	委員	本庄商工会議所	経済関係
10	委員	児玉商工会	経済関係
11	委員	本庄市社会福祉協議会	福祉関係
12	委員	本庄市民生委員・児童委員協議会	福祉関係
13	委員	公募による市民	
14	委員	公募による市民	
15	委員	本庄市市民生活部長	人権施策関係
16	委員	本庄市福祉部長	福祉施策関係
17	委員	本庄市経済環境部長	労政施策関係
18	委員	本庄市教育委員会事務局長	教育学校施策関係